

■Winners 会員規約

第一条 正会員参加資格

- (1) 法人格の企業の代表取締役であること。
- (2) 新たな事業プランを **Winners** で実現してみたいと考えている方。
- (3) 地域は限定しませんが、各会議は静岡県浜松市で開きますので、基本的に毎回参加可能な方。
- (4) 参加可能年齢制限なし。
- (5) 経営者歴 5 年以上の方。

第二条 準会員参加資格

- (1) 会員の紹介があり、経営者歴 4 年以下の者。
- (2) 新たな事業プランを **Winners** で実現してみたいと考えている方。
- (3) 地域は限定しませんが、各会議は静岡県浜松市で開きますので、基本的に毎回参加可能な方。
- (4) 参加可能年齢制限なし。
- (5) 会員の推薦があり、経営者以外でも会員にふさわしいと認められた者。

第三条 会費

- (1) 正会員は年会費 6 万円とする。
- (2) 準会員は年会費 3 万円とする。
- (3) 初年度の年会費は、入会時に徴収する。ただし、年の途中から会員になった者は月割計算した金額を納めるものとする。
- (4) 来年度の年会費は、今年度 10 月の定例雑談会にて徴収する。
- (5) 納入された年会費は、会員の退会時に残金を清算して返金する。

第四条 定例雑談会

定例雑談会は、毎月 1 回決められた日に開催するものとする。

また、来年度の定例雑談会の日程は、今年度 10 月の定例雑談会において協議の上、1 年間の日程を決めるものとする。

第五条 参加希望者審議

参加を希望する方から申込がされたときは、審議会を開催し各会員の意見を取りまとめた上で承認か非承認かを決定するものとする。

第六条 プロジェクト推進委員会

プロジェクト推進委員会は、プロジェクトの準備と同時に発足する。また、会議開催日程等はプロジェクト参加者によって決定する。

プロジェクト推進委員会へは途中参加することはできない。また、プロジェクト推進委員会は定例雑談会の場でプロジェクト参加者以外の会員に意見を求めることができる。

第七条 プロジェクト経営者会議

プロジェクト経営者会議は、プロジェクトの開始と同時に発足する。また、会議開催日程等はプロジェクト推進委員によって決定する。

また、プロジェクトの営業状況および経営状況等については、定例雑談会にて必ず発表するものとする。

第八条 守秘義務

(1) 定例雑談会、プロジェクト推進委員会、プロジェクト経営者会議において知り得た一切の情報を、いかなる第三者にもこれを開示または漏洩してはならない。

(2) 前項の規定は退会後においても同様とする。

第九条 プロジェクト成功発表会の実施

Winners が立ち上げたプロジェクトが成功したと定例雑談会にて判断された場合、新聞等、公の広報媒体に取材申込を行う。この場合、取材を受ける者は、Winners 会長とプロジェクト経営者メンバーとする。

第十条 退会

Winners を退会希望する者は、所定の書類に所要事項を記入の上、Winners 会長に提出するものとする。

第十一条 会員強制解除

(1) 本契約に定める各条項に違背したとき。

(2) 会員が経営する会社が、支払いの停止または破産、和議開始、会社手続開始、会社整理もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。

(3) 会員が経営する会社が、手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(4) 会員が経営する会社が、差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税延滞処分、その他公権力の処分を受けたとき。

(5) 会員が経営する会社が、営業廃止もしくは変更または解散、組織変更の決議をしたとき。

(6) 他の会員に対し、著しい迷惑をかけたとき又はかけるおそれがある者。

(7) 1年間を通じて定例雑談会への参加が6回以下の者。(ただし、定例雑談会において

免除との決定がされたときは該当しない)

第十二条 報告義務

次の各号の一に該当する場合には、書面にて **Winners** 会長に通知するものとする。

- (1) 会員が経営する会社が、本社を移転、廃止する場合。
- (2) 会員が経営する会社が、代表者に変更がある場合。
- (3) 会員が経営する会社が、事業内容に重大な変更を生じ、または生じるおそれがある場合。

私は本規約を守り、**Winners** 会員として会に迷惑をかけるようなことをしないことを誓約します。

誓約の証として、本書二通を作成し、記名捺印の上、会と会員が各一通を保有する。

年 月 日

住所：

会社名：

名前： 印

連絡先電話番号：